

参考資料

◆ 用語集

◆ あ行		
イエローゾーン	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域、津波災害警戒区域、津波浸水想定（区域）を対象とし、建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等が求められる。	P38
イノベーションの創出	革新的な技術や発想によって新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすこと。	P59
インフラ	インフラストラクチャーの略称であり、道路、鉄道、公園・緑地、上下水道、港湾、空港、河川等の産業や生活の基盤となる施設を指す。	P2
Well-being (ウェルビーイング)	地域幸福度。または身体的、精神的、社会的に「良い状態」を表す。	P61
ウォーカブル	歩く(walk)とできる(able)を組み合わせた造語で、「歩きたくなる」「歩きやすい」という意味で使われる。	P56
エコ・コンパクト	熊本都市計画区域マスタープラン（平成27年5月29日）が掲げる理念のキーワードであり、エコロジー（生態学、環境問題）とエコノミー（都市経営、行政経営、行政コスト）に着目した「エコ」に「コンパクト」を加えたもの。	P60
◆ か行		
カーボンニュートラル	二酸化炭素など温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、その排出量を「実質ゼロ」に抑えること。	P55
幹線道路	全国的、地域的あるいは都市内において、骨格的な道路網を形成する道路。通常、広幅員・高規格の道路であることが多い。	P62
涵養	水田、畑地、草地、林地、水域など、地下水を染み込ませ蓄えておくこと。	P2
街区公園	街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所あたり面積0.25haを標準として配置する。	P36
キスアンドライド	家族に最寄駅まで送迎してもらい、そこから公共交通機関に乗り換えて通勤や通学などを行う方法。	P83
共創	あらゆる利害関係者（ステークホルダー）が協働し、ともに新たな価値を創造すること。	P59
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路。	P52
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区あたり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所あたり面積2haを標準として配置する。	P36
区画道路	街区や宅地の外郭を形成し、交通の集散や宅地への出入りに用いられる、日常生活に密着した道路。	P78

熊本都市計画区域	政令指定都市熊本市を中枢として、産業、経済、教育、文化、広域行政等の高次都市機能が集積されるとともに、JR熊本駅、阿蘇くまもと空港、熊本港、九州縦貫自動車道や現在整備が進められている九州中央自動車道のインターチェンジ等の広域交通拠点を有した地域。	P5
熊本都市圏	熊本県熊本市を中心とした都市圏のこと。対象地域は熊本市/宇土市/合志市/宇城市の一部（不知火、松橋、小川地区）/菊池市の一部（泗水地区）/大津町/菊陽町/西原村/御船町/嘉島町/益城町/甲佐町の5市6町1村。	P64
グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。	P55
建築協定	住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進することなどを目的として、土地所有者等同士が建築物の基準（建築基準法による最低基準を超えた高度な基準）に関する一種の契約を締結するときに、公的主体（特定行政庁）がこれを認可することにより、契約に通常の契約には発生しない第三者効を付与して、その安定性・持続性を保証し、住民発意による良好な環境のまちづくりを促進しようとする制度。	P74
検討委員会	庁内の関係各課の課長によって構成され、計画の実質的な部分について検討し、計画案を作成する。	P3
洪水浸水想定区域 （想定最大規模）	想定し得る最大規模の降雨により、河川が氾濫した際に浸水が想定される区域と水深（イエローゾーンに指定される）。	P38
交通結節点	複数あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所。	P56
交通弱者	子どもや高齢者など、自動車を中心とする社会において移動が制約される人のこと。	P83
◆ さ行		
サイクルアンドライド	住まいから自転車で、バス停や駅などの近隣に整備された乗り換え用駐輪場まで行き、公共交通機関に乗り換えて目的地まで行く方法。	P56
策定委員会	住民の代表、学識経験者、各種関係団体、関係行政機関等で構成され、「検討委員会」で作成した計画案に対して、それぞれの見地から検討を行い、意見を行う。	P3
市街化区域	区域区分が定められている都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。	P6
市街化調整区域	区域区分が定められている都市計画区域内で、市街化を抑制すべき区域。	P8
自然増減	一定期間における出生・死亡に伴う人口の増減。	P10
シームレス	公共交通分野におけるシームレス化とは、乗継ぎ等の交通機関間の「継ぎ目」や交通ターミナル内の歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することにより、出発地から目的地までの移動を全体として円滑かつ利便性の高いものとする。	P61

社会動態	一定期間における転入、転出及びその他の増減に伴う人口の増減。	P10
集落内開発制度	建築が制限されている市街化調整区域において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 34 条第 11 号に定められた都道府県の条例で指定する土地の区域、いわゆる集落内開発制度の区域で特定の建物の建築を可能とする制度。	P55
循環型社会	廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。	P90
親水空間	河川等の水に親しむ空間。	P84
浸透性舗装	道路路面に降った雨水を舗装内の隙間から地中へ還元する機能を持った舗装構造。	P90
社寺林	神社、寺院が所有する森林。	P90
人口動態	社会動態と自然動態を合わせた人口の動き。	P10
生活道路	主に地域住民の日常生活に利用される区域の道路。	P50
総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊技、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所あたり面積 10～50ha を標準として配置する。	P36
◆ た行		
多核連携型の都市	町の中核となる拠点、地域拠点及び生活拠点が人々の生活を支える中心的な拠点となり、各拠点間が利便性の高い公共交通により相互に連携された都市。	P64
地区計画	建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備、開発及び保全するための計画（法第 12 条の 5）。	P8
地区公園	主として徒歩県内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で 1 箇所あたり面積 4ha を標準として配置する。	P86
低未利用地	居住、事業、その他の用途に利用されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に利用されている土地の利用の程度に比し、著しく劣っている土地。	P74
都市計画公園	都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体または国が設置するもの、および地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。	P36
都市計画道路	都市計画法（昭和 43 年法律 100 号）に基づいて計画された道路。地域内の円滑で安全な交通の確保、安全な歩行者空間の必要性、防災性の向上などの観点から町づくりの検討を行なうのに合わせて、都市計画道路の見直しが検討される。	P35
第 1 次産業	原材料・食糧などの最も基礎的な生産物の生産にかかわる産業で、農林水産業等。	P16
第 2 次産業	製造業・建築業・鉱工業等。	P16

第3次産業	商業・運輸・通信・金融・公務・サービス業・電気・ガス・水道業等。	P16
中核都市	都市圏または生活圏の核となる機能を備えた都市、あるいは、地方自治体の行政区域内にある業務地区のことである。	P5
昼夜間人口比	夜間人口（常住人口）100人当たりの昼間人口の割合であり、100を超えているときは通勤・通学人口の流入超過、100を下回っているときは流出超過を示す。	P12
DX （デジタル・トランスフォーメーション）	まちづくりDXは、インターネットやIoT、AI、デジタルツイン技術等を活用することで、まちづくりに関する従来の空間的、時間的、関係的制約を外し、従来の仕組みを変革していくことで、「豊かな生活、多様な暮らし方・働き方を支える「人間中心のまちづくり」」の実現を目指す。	P57
データ駆動型	データを基に意思決定や行動を実施すること。	P57
都市計画区域	都市計画法その他関係法令の適用を受けるべき土地の区域で、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域。都市計画区域は県が指定する。	P1
都市計画法	都市の健全な発展等を目的とする法律。	P1
都市のスポンジ化	都市の内部において、空き家、空き地等が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態をいう。	P56
土砂災害警戒区域	土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う区域（イエローゾーンに指定される）。	P38
土砂災害特別警戒区域	避難に配慮を要する方々が利用する要配慮者利用施設等が新たに土砂災害の危険性の高い区域に立地することを未然に防止するため、開発段階から規制していく必要性が特に高いものに対象を限定し、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等を行う区域（レッドゾーンに指定される）。	P38
◆ な行		
日本版ライドシェア	タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする自家用車活用事業。	P83
農業振興地域	今後、相当期間（概ね10年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域であり、その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が行う。	P75
農用地区域	農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。	P22

◆ は行		
氾濫原	洪水時に氾濫水に覆われる川の両岸の比較的平坦で低い土地。	P6
パークアンドライド	目的地までの交通手段として、出発地からは自動車を運転して、都市周辺部の駅に駐車し、そこから都心部まで電車等の公共交通機関を利用する交通手段のこと。	P56
パブリック・コメント	公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続き。	P3
BRT (バス・ラピッド・トランジット)	連節バス、PTPS（公共車両優先システム）、バス専用道、バスレーン等を組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステム。	P80
ベッドタウン	大都市の近郊にあって大都市への通勤者の居住地となっている都市。	P54
◆ ま行		
まちづくり GX	まちづくりにおけるグリーン化のことで、多様な役割を持つ都市緑地の活用と、エネルギーの面的利用の2つを軸とした取り組み。	P55
マンホールトイレ	下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの。	P87
モビリティハブ	公共交通機関やシェアモビリティ等複数のモビリティがシームレスに整備されている交通結節点。	P83
◆ や行		
屋敷林	屋敷の周囲に設置された林。	P90
優良農地	一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。例えば、20ha以上の集団的な農地や農業水利施設の整備等を実施した農地等は、農地法、農振法により、優良な農地として原則として農地の転用を認めないこととされている。	P69
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの個人の違いにかかわらず、出来るだけ多くの人々が利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のことであり、またそれを実現するためのプロセス（過程）のこと。	P55
用途地域	住居の環境の保護または業務の利便の増進を図る為、また建物の種類の混ざり合いを防ぐものとして定める地域。用途地域を定めると、住居、商業、工業など市街地の大枠の土地利用が決まり、それぞれの内容に応じて、建てられる建物の用途が決められる。	P8

◆ ら行		
流出入人口	当該区域から他の区域へ通勤・通学する人口と、他の区域から当該区域へ通勤・通学する人口。	P53
緑化協定	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結し、地域住民の協力により良好な環境を確保するもの（都市緑地法第 45 条、第 54 条）。	P74
レジリエント	自然災害などの状況下でも、停滞せず、即時の回復が可能であること。	P61
レッドゾーン	災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、津波災害特別警戒区域を対象とし、住宅等の建築や開発行為等の規制あり。	P38
ローム層	ロームとは土壌区分の一つ。粘性質の高い土壌であり、シルトおよび粘土の含有割合が 25%～40%程度のものを指す。ロームで構成された地層をローム層という。	P6

◆ 菊陽町都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

番号	役職	氏名	役職等
1	委員長	かきもと りゅうじ 柿本 竜治	熊本大学くまもと水循環・減災研究教育センター センター長 教授
2	副委員長	い だ たかのり 井田 貴志	熊本県立大学総合管理学部 教授
3	委員	かわぐち えいじ 川口 栄治	菊陽町区長会 副会長
4	委員	よしおか たけひこ 吉岡 武彦	菊陽町農業委員会 会長職務代理
5	委員	ふじもと ひとし 藤本 等	菊池地域農業協同組合菊陽中央支所 支所長
6	委員	あかさき つかさ 赤崎 宰	菊陽町商工会 事務局長
7	委員	まつだ りゅうほう 松田 龍朋	熊本県土木部道路都市局都市計画課 課長
8	委員	ひがし そういちろう 東 創一郎	富士フイルム マテリアルマニュファクチャリング株式会社 九州エリア 総務部 部長

◆ 計画の策定経緯

年 月 日	内容
令和 6 年 3 月 1 日 ～令和 6 年 3 月 29 日	菊陽町都市計画マスタープラン見直しに関する住民アンケート調査
令和 6 年 11 月 1 日	第 1 回菊陽町都市計画マスタープラン庁内検討委員会
令和 6 年 12 月 12 日	第 1 回菊陽町都市計画マスタープラン策定委員会
令和 7 年 1 月 8 日	第 2 回菊陽町都市計画マスタープラン庁内検討委員会
令和 7 年 1 月 17 日	第 2 回菊陽町都市計画マスタープラン策定委員会
令和 7 年 1 月 21 日	議会全員協議会で菊陽町都市計画マスタープラン見直しの進捗状況を説明
令和 7 年 1 月 27 日 1 月 30 日	菊陽町都市計画マスタープラン見直しに向けた住民説明会
令和 7 年 1 月 27 日 ～令和 7 年 2 月 27 日	菊陽町都市計画マスタープラン見直しに関する意見の募集 (パブリック・コメント)
令和 7 年 3 月 17 日	第 3 回菊陽町都市計画マスタープラン策定委員会 菊陽町都市計画マスタープラン策定委員会から町長へ 菊陽町都市計画マスタープラン(案)を提言
令和 7 年 3 月 24 日	令和 6 年度 第 3 回菊陽町都市計画審議会

◆ 公共公益施設

【行政サービス施設】

名称	面積 (㎡)	備考
菊陽町役場	5,179	
光の森町民センター（西部支所）	2,365	地域センター、西部支所、体育館・健康増進室、子育て支援センター
菊池広域連合消防本部・南消防署	-	消防車両 10 台、職員 計 105 人（令和 6 年 4 月 1 日現在）
熊本県運転免許センター	-	平成 14 年 1 月業務開始
総合交流ターミナルさんふれあ	-	平成 12 年 6 月オープン（温泉施設、特産品販売所他）

【文化・集会・スポーツ施設】

名称	面積 (㎡)	備考
図書館	3,656	
中央公民館	1,576	
西部町民センター	1,139	勤労青少年ホーム、児童館、地域センター
三里木町民センター	1,382	働く婦人の家、地域センター、テニスコート
武蔵ヶ丘コミュニティセンター	335	
東部町民センター	863	
南部町民センター	656	
ふれあいの森研修センター	689	
入道水集会所	111	
馬場集会所	203	
菊陽町民体育館	1,578	
菊陽町総合体育館	8,713	
菊陽町町民総合運動場	26,759	
菊陽町光の森防災広場	20,000	

【教育施設】

名称	箇所数	備考
幼稚園	4	尚綱大学短期大学部附属こども園、認定こども園美鈴幼稚園、白鈴こども園、認定こども園 元気の森ラビット保育園
小学校	6	菊陽北、菊陽中部、菊陽南、武蔵ヶ丘、菊陽西、武蔵ヶ丘北
中学校	2	菊陽、武蔵ヶ丘
大学	2	熊本県立技術短期大学、尚綱大学武蔵ヶ丘キャンパス

【福祉・医療施設】

名称	箇所数	備考
老人福祉センター	-	1,061 ㎡
福祉支援センター	-	1,209 ㎡
ふれあい交流・福祉支援センター	-	609 ㎡
保育所 認定こども園 事業所内保育所 小規模保育所 家庭的保育室	23	なかよし園、みどり園、光の森キャロット保育園、こうのとりの保育園、優貴保育園、三里木保育園、津久礼ヶ丘保育園、げんき保育園、もみじ園、白菊保育園、さくら園、光の森武蔵ヶ丘保育園、尚綱大学短期大学部附属こども園、認定こども園美鈴幼稚園、白鈴こども園、認定こども園元気の森ラビット保育園、あゆむ保育園、こども園てんとうむし、べる保育園、くまりはキッズガーデン、菊陽ぼっぼ保育園、家庭的保育室シェ・ヌヌ、家庭的保育室あんよ保育室
病院	5	菊陽病院（病床数 315）、菊陽台病院（病床数 74）、東熊本第二病院（病床数 111）、熊本リハビリテーション病院（病床数 225）熊本セントラル病院（病床数 246）
診療所	32	

【金融機関】

名称	箇所数	備考
銀行、信用金庫等	6	肥後銀行 光の森支店、肥後銀行 菊陽支店、熊本銀行 菊陽支店、熊本信用金庫 菊陽支店、九州労働金庫 菊池支店、菊池地域農業協同組合 菊陽中央支所
郵便局	4	菊陽久保田郵便局、菊陽原水郵便局、熊本北郵便局、三里木簡易郵便局

資料：菊陽町都市計画課、日本医師会 地域医療情報サイト、消防年報